平成２６年（フ）第２１０１号
大阪市生野区新今里２丁目10番23号　大東コーポ４Ｄ、住民票上の住所大阪市生野区新今里３丁目５番12号
債務者　中島　龍一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３０号
大阪市福島区福島６－５－３プレサンス梅田インテルノ605、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目４番35号
債務者　尾形　篤
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４２号
神奈川県大和市福田2610番地２　コーポサクラメントＡ201
債務者　船木　裕輝
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４３号
横浜市都筑区早渕３丁目８番23―305号
債務者　岩間　美樹
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８９号
横浜市都筑区東山田４―40―17　サラームＳ．Ｕ206号、住民票上の住所横浜市港北区篠原町1099番地88　岸根公園サザンヒルズ１―111
債務者　池田　永司
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９４号
横浜市中区寿町３丁目11番地８　第３港館307号室
債務者　菊池　勉
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３０２号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島750番地２
破産者　星　茂
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８４８号
さいたま市中央区本町西４丁目17番21―905号
破産者　原田　哲
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９７号
東京都練馬区中村南３丁目12番14号
破産者　深澤　五郎
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５９号
東京都日野市多摩平７丁目５―15　日野ヒルズ204、住民票上の住所さいたま市見沼区大字中川840番地３　グリーンパーク中川101号
破産者　峯岸　猛
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
千葉県匝瑳市八日市場イ2319番地４
破産者　土屋　勇次（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５５４６号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目19番19―201号、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町一色597番地の５　ルイシャトレ東加古川108号
破産者　堀　正幸
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９１号
大阪府守口市滝井元町３丁目５―12、住民票上の住所大阪市中央区谷町２丁目３番２号　モリイコビル８階
破産者　飯田　弘
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０２号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番55―312号
破産者　真下馬左也
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０６号
大阪府箕面市粟生外院２丁目16番３―101号、前住所大阪府豊中市箕輪２丁目３番25号
破産者　石山　明義
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０４号
大阪府東大阪市小若江２―16―22、住民票上の住所大阪府八尾市高美町６丁目６番12号
破産者　徳森　則男
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１０号
大阪府寝屋川市八坂町22番３―402号
破産者　くーかいこと　木田　寛人
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部